広島市地域公共交通網形成計画の検討状況

■第1章 広島市地域公共交通網形成計画について

1 月的

基本計画で示した目指すべき公共交通体系の実現に向け、公共交通体系づくりの基本方針を踏まえた目標を設定し、それを実現するためのネットワークや、今後5年間で取り組む具体的な事業及び実施主体を位置付ける

2 計画の位置付け

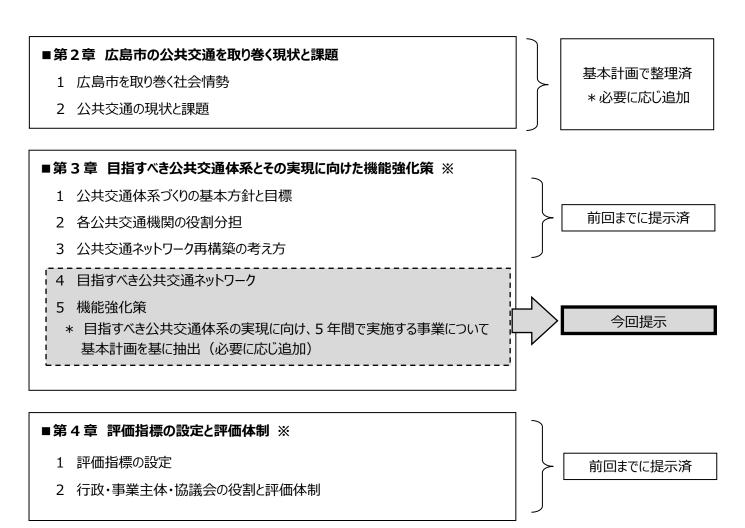
公共交通体系づくりの基本計画をベースとして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、市が作成する法定計画

3 計画期間 ※

平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間

4 対象地域 ※

広島市域を対象(なお、周辺市町については連携を図ることとし、特に地域公共交通網形成計画を作成する市町については整合を図る)



※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条において、地域公共交通網形成計画に記載する事項 として規定されているもの